

医療費控除の用紙が変わりました

医療費控除は **裏面の明細書を作成して提出すればOK!!**
領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
 が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることできます。



11月に左記のような「医療費控除の明細書」
 を会員の皆様へお配りしました。
 裏面が「明細書」になっています。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■ 病院	診療	9,400円	①
5/28	▲▲ 薬局	医薬品	700円	②

国税花子さんが受けた医療

9/13	○ 診療所	診療	4,400円	③
------	-------	----	--------	---

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この明細書は裏面に記入し、そのデータに基づき印刷させていただきます。
 氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項
 ※医療費通知(お知らせ)を添付し、医療費通知に記載の医療費を明細書に記入してください。
 ※医療費通知を添付しない場合は、領収書(または診療報酬明細書)を添付してください。
 ※医療費通知を添付し、かつ領収書(または診療報酬明細書)も添付する場合は、領収書(または診療報酬明細書)の金額を明細書に記入してください。

2 医療費(上記1以外)の明細書の書き方
 ※医療費通知を添付しない場合は、領収書(または診療報酬明細書)を添付してください。
 ※医療費通知を添付し、かつ領収書(または診療報酬明細書)も添付する場合は、領収書(または診療報酬明細書)の金額を明細書に記入してください。



2 医療費(上記1以外)の明細書の書き方

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払者の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税太郎	② ■ 病院	③ 診療	9,400円
② 同上	② ▲▲ 薬局	③ 医薬品	700円
③ 国税花子	② ○ 診療所	③ 診療	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp